

○春日市環境保全活動事業補助金交付要綱

(平成18年3月23日告示第63号)

改正 平成19年1月31日告示第19号 平成19年9月28日告示第126号
平成20年3月27日告示第23号 平成23年3月31日告示第36号
平成25年3月29日告示第48号 平成27年2月3日告示第15号
平成30年3月16日告示第38号 令和5年1月24日告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、良好な環境の保全及び創造のための自主的な事業を行う団体(以下「団体」という。)に対し、その事業活動に要する経費の一部を補助することにより、地域環境の保全及び向上に資することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱による補助の対象となる団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 春日市環境基本条例(平成11年条例第16号)の趣旨に沿った活動を行う団体であること。
- (2) 市内に団体の事務を行う場所を有し、主として市内で活動する団体であること。
- (3) 団体としての規約等を有し、補助に係る事業の執行及び経理を的確に行うことのできる能力を有すること。
- (4) 団体の構成員が5人以上で、かつ、代表者が明らかであること。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 次に掲げる団体に該当しないものであること。

ア 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 暴力団又は春日市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかの事項を目的とする事業とする。

- (1) 自然環境の保全、再生又は創造
- (2) 環境の美化の推進
- (3) 緑化の推進
- (4) 省資源又は省エネルギーの推進
- (5) ごみの発生回避又は適正処理の推進
- (6) 生物の多様性の保全
- (7) 動物の愛護の推進
- (8) 環境の保全に対する意識の向上
- (9) その他春日市環境基本条例の目的に沿った事項として市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

- (1) 当該団体の構成員以外の者の参加を認めない事業
- (2) 当該年度中に他の補助金、助成金その他これらに類する財政的な支援を受け、又は受けることとなっている事業(春日市飼い主のいないねこ不妊去勢手術費補助事業実施要綱(平成23年6月告示第83号)による補助の対象となる事業

を除く。)

(補助対象経費)

第4条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の対象となる経費は、団体が補助対象事業を行うために必要な経費であって、次の各号のいずれかに該当するもの(領収書等により支出の証明ができるものに限る。)とする。

- (1) 講演会、研究会等の開催に要する費用
 - (2) 催し、行事等の開催に要する費用
 - (3) 印刷、出版等に要する費用
 - (4) 調査に要する費用
 - (5) その他補助対象事業の実施に要する費用で、市長が必要と認めるもの
- (交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、春日市補助金等の交付に関する規則(平成19年規則第21号。以下「補助金交付規則」という。)第4条に規定する申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業計画書
 - (2) 補助対象事業に係る収支予算書
 - (3) 団体調書
 - (4) 団体の構成員名簿
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告)

第7条 団体は、補助対象事業が完了した日(補助金交付規則第9条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。)から市長が定める期限内に補助金交付規則第12条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業報告書
 - (2) 補助対象事業に係る収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助事業の実施期間)

第8条 補助金の交付を受けて行う事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。

(補助金の額等)

第9条 1団体当たりの補助金は、補助金の対象となる経費の合計額又は10万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とし、予算の範囲内で交付する。

2 同一の団体が同一の補助対象事業を複数年にわたって行う場合は、当該補助対象事業が初めて補助金の交付の決定を受けた日の属する年度以降3箇年度の範囲内で当該補助対象事業を補助金の交付対象とすることができるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、補助金交付規則の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月31日告示第19号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日告示第126号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日告示第23号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のそれぞれの告示の規定は、この告示の施行の日以後の申請に対する交付その他の行為について適用し、同日前の申請に対する交付その他の行為についてはなお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日告示第48号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度において第6条第2項の規定により補助金の交付対象となる事業に係る補助については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月3日告示第15号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度又は平成26年度に、この告示による改正前の春日市環境保全活動事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けた団体が当該交付決定を受けた事業と同一の内容の事業を行う場合においては、改正後の春日市環境保全活動事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、交付決定に係る審査方法については、改正後の要綱に定めるところによる。

附 則(平成30年3月16日告示第38号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月24日告示第7号)
この告示は、令和5年4月1日から施行する。